

小野市ごみ処理基本計画 - 概要版 -

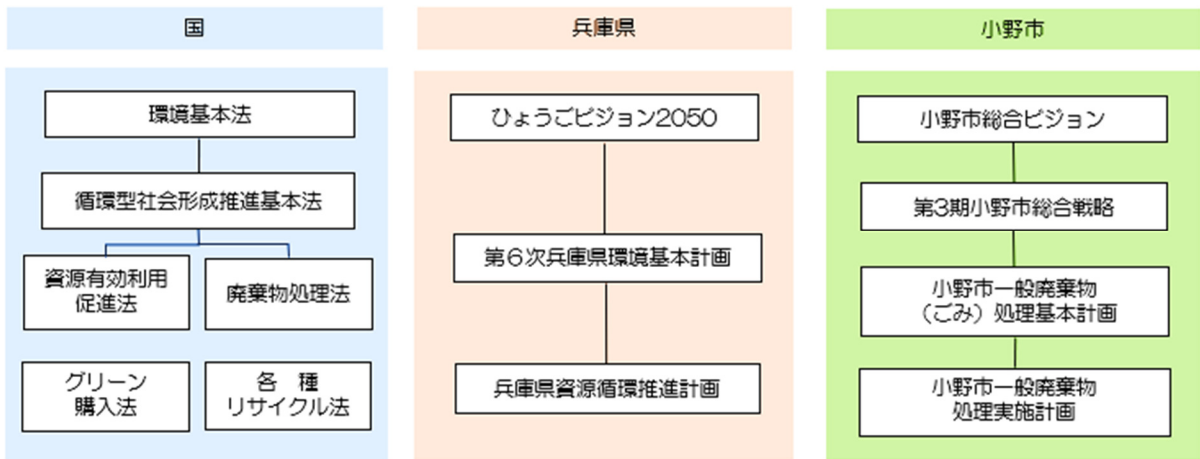
第1章 基本的事項

●計画策定の趣旨

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき、長期的・総合的視点に立ち、計画的なごみ処理を実施するための骨子となるものであり、ごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理並びに排出抑制を推進するために必要な基本的事項を定めるもの。

●計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、関連計画等と整合を図りながら、清掃やリサイクル事業の指針として策定。



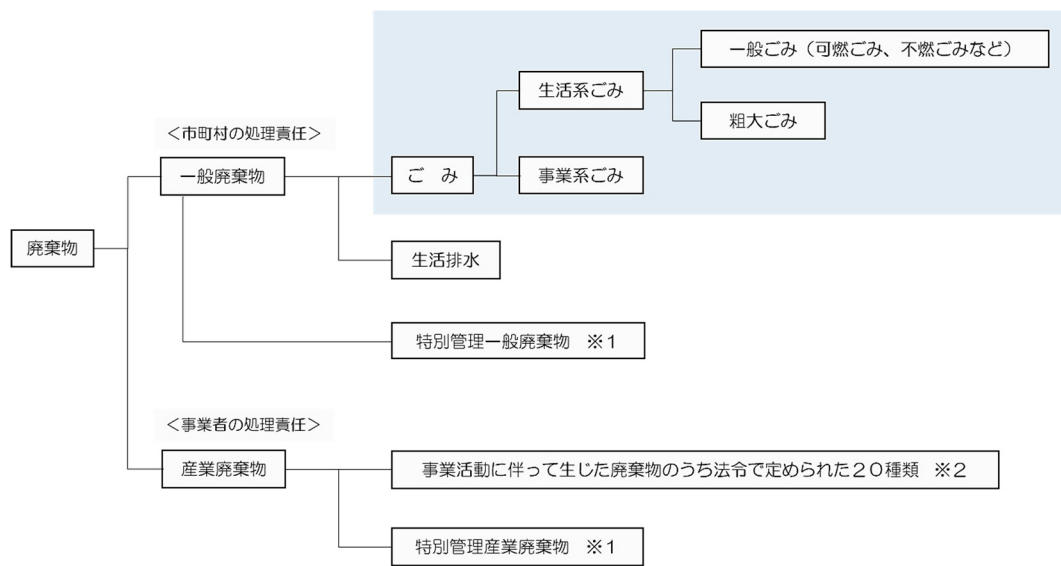
●計画期間と対象

【計画期間】 2026（令和8）年度～2035（令和17）年度 10年間

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	計画策定	初年度				中間目標年度					最終年度

【対象区域】 小野市全域

【対象範囲】 一般廃棄物のうち、ごみ



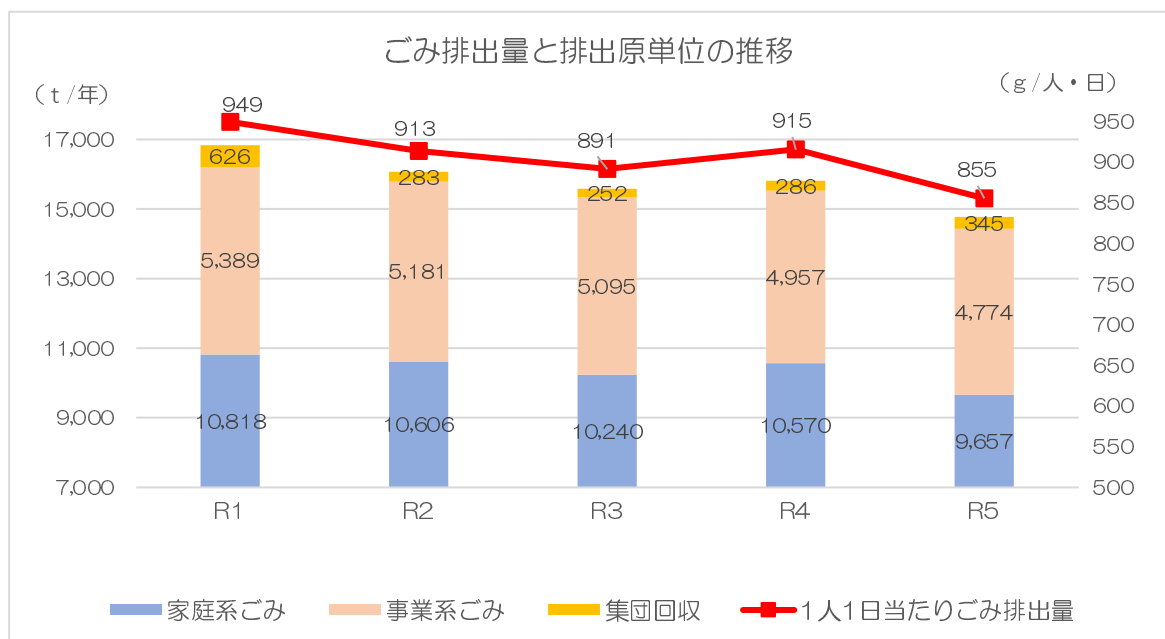
※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの
※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、はいじん、上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

第2章 ごみ処理の現状

●ごみ処理の実績と動向

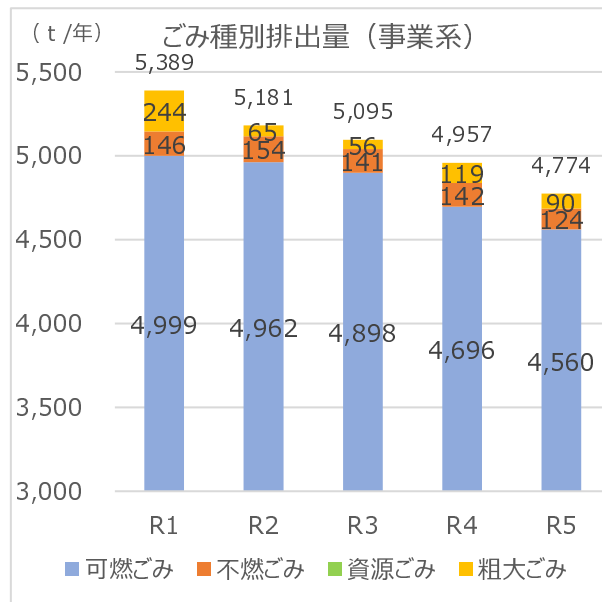
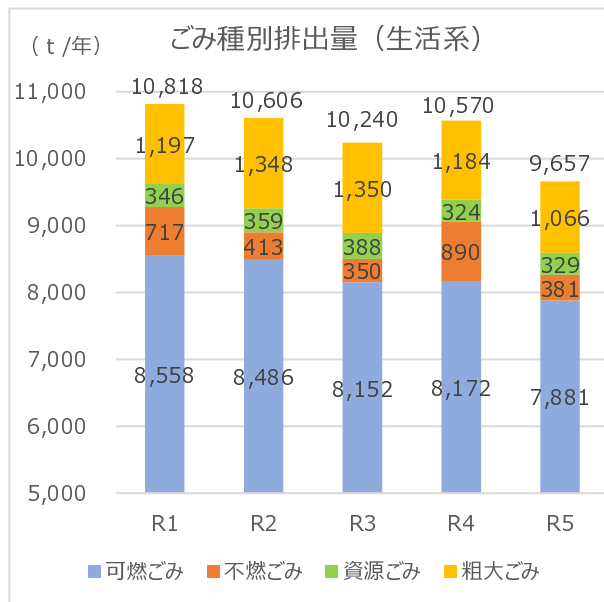
【総排出量と排出原単位の推移】

人口の減少に伴いごみの総排出量も概ね減少傾向。また、1人1日当たりごみ排出量についても、令和4年度に増加に転じたものの概ね減少傾向。



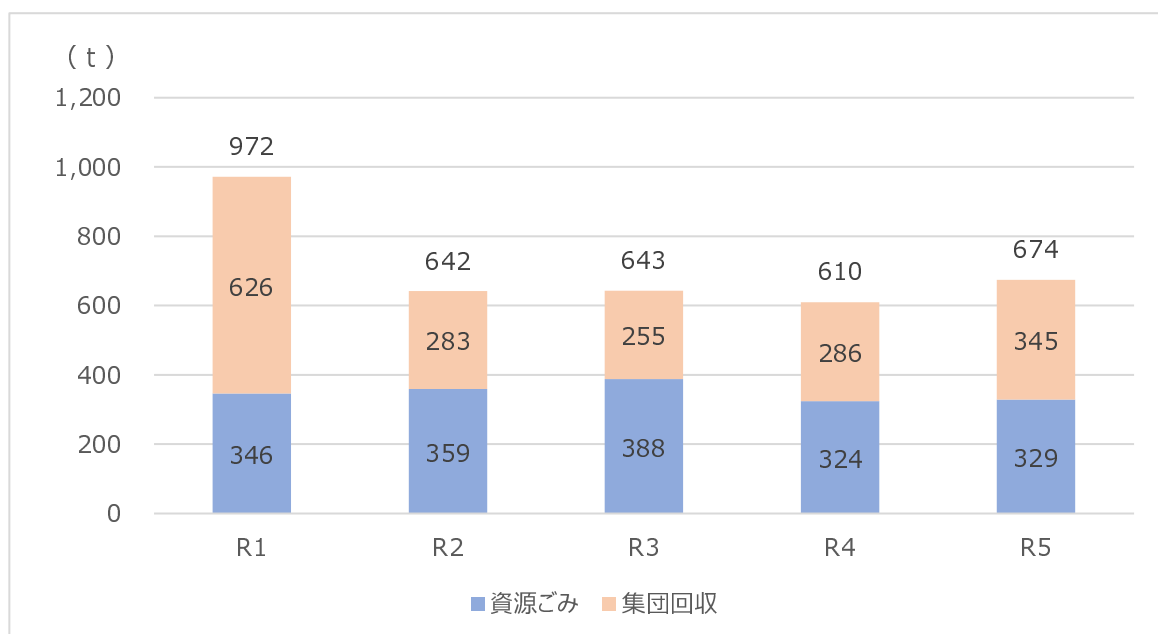
【ごみ種別排出量】

生活系ごみ・事業系ごみ共に減少傾向にある。いずれも大部分が可燃ごみであり、生活系ごみの約 80%。事業系ごみの約 95%を占める。



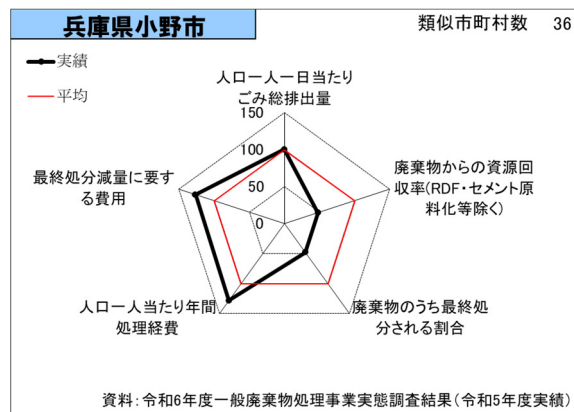
【減量化・再利用施策】

行政回収を行う古紙、アルミ缶、スチール缶・小物金属類、びん類、ペットボトルの資源ごみの回収と小中学校の PTA 等が行う集団回収により、ごみの減量化・再生利用に取り組む。新型コロナウイルス感染症拡大により集団回収量が大幅に落ち込んでいたが、経済社会活動の正常化に伴い持ち直しつつある。



【ごみ処理の評価】

環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用い、人口規模や産業構造が類似する団体と比較する。資源回収率が低く、廃棄物のうち最終処分される割合が高い。一方、ごみ処理に要する費用が低いのが特徴。



	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	廃棄物 からの 資源回収率 (t/t)	最終処分 される割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
小野市	855	0.067	0.143	10,226	34,587
平均	860	0.140	0.094	14,249	47,183
最大	1,125	0.259	0.252	26,599	111,431
最小	685	0.056	0	4,947	16,321

●課 題

項 目	内 容
排出抑制・資源化	・可燃ごみには紙類やプラスチック類など、資源化可能なものが大量に含まれている。 ・資源回収率が低く、再生利用の取組み強化が必要。
収集運搬	・ごみの排出ルールを守らない事例も散見される。ごみカレンダーやごみ大百科等を通じてルールを徹底。 ・高齢化・人口減少社会に柔軟に対応。
中間処理	・小野クリーンセンターの老朽化。移転新設に向け、新施設整備を円滑に推進する必要あり。
最終処分	・2期改修工事により最終処分場の残余容量は確保。廃棄物のうち最終処分される割合が高いことから、ごみの発生抑制と資源化を推進し、最終処分量の削減に努める。

第3章 将来推計

2024（令和 6）年 3 月に改訂した「小野市人口ビジョン」に基づき、目標年度である 2035（令和 17）年度の人口は、42,527 人と推計。

排出量が現状のまま推移した場合、目標年度である 2035（令和 17）年度の排出量は 12,826 t となり、2023（令和 5）年度と比較すると、約 13%減少する。

項目 \ 年度	実績	推 計		
	2023（R5）	2026（R8）	2030（R12）	2035（R17）
生活系ごみ	9,657	9,005	8,735	8,412
事業系ごみ	4,774	4,392	4,261	4,103
集団回収	345	332	322	311
合 計	14,776	13,729	13,318	12,826

第4章 ごみ処理基本計画

基本理念 **減らそうごみ、活かそう資源 みんなで築く循環型社会**
～循環型社会に向けた未来への一歩 Challenge to change～

基本方針 1 ごみの分別とリサイクルの推進

- ・プラスチックごみの分別収集、再商品化 ・集団回収、店頭回収への協力
- ・刈草・剪定枝の堆肥化や廃食油のリサイクル ・環境学習の開催
- ・分別資料の作成、配布。多言語対応

基本方針 2 ごみの減量推進

- ・ごみ処理有料化に向けた本格的な検討の促進
- ・不要品の再使用（リユース）促進
- ・「使い切り」「食べきり」「水きり」の“3きり運動”を推進

基本方針 3 ごみ処理の広域化の推進と処理体制の再構築

- ・新処理施設整備の推進 ・処理体制の統一
- ・既存施設の長寿命化 ・収集運搬体制の見直し

●目標の設定

2023（令和5）年度のごみ排出量を基準値とし、近年のごみ排出量の実績を用いて、目標年度のごみ排出量を推計した。1人1日当たりごみ排出量については、2035（令和17）年度に791g/人・日を目標とする。

項目	単位	【基準値】 2023（R5）	【中間目標】 2030（R12） （増減）	【最終目標】 2035（R17） （増減）
1人1日当たり ごみ排出量	g/人・日	855	800 （55g減）	791 （64g減）
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人・日	540	481 （59g減）	459 （81g減）
1人1日あたり 燃やすごみ量	g/人・日	770	650 （120g減）	622 （148g減）
ごみ総排出量	t/年	14,776	12,924 （1,852t減）	12,304 （2,472t減）
最終処分量	t/年	2,106	1,820 （286t減）	1,701 （305t減）
リサイクル率	%	7.0	14.4 （7.4%増）	16.9 （9.9%増）

第5章 フォローアップ

●計画の周知

市民・事業者・行政の各主体が、本計画に対する理解を深め、主体的かつ積極的にごみの減量や資源化に向けた取組みを推進していく必要があることから、ホームページ等の媒体を活用し、広く周知する。

●進行管理

目標値の達成状況の確認や各施策の効果判定等の進行管理を行う。

P D C A「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）」のサイクルによる進行管理を行う。



●計画の見直し

中間目標年度である2030（令和12）年度に本計画の評価及び見直しを行うこととする。なお、廃棄物を取り巻く環境の変化や社会情勢の大きな変動が生じた場合等においては、必要に応じて本計画を見直すこととする。